

**大学設置基準等の一部を改正する省令案及び
連続課程特例認定大学の認定等に関する規程案等に関する
パブリック・コメント（意見公募手続）の結果について**

実施期間：令和 7 年 12 月 15 日～令和 8 年 1 月 15 日

提出意見総数：14 件

分 野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 制度改正の趣旨、制度全体について	<p>現在の大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第49条の2～第49条の4や大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第34条の2及び第34条の3に規定される、工学分野における教育課程に関する特例との関係如何。</p>	<p>工学分野における学部と大学院の連続性に配慮した教育課程（以下「連続課程」という。）の編成に関する大学設置基準及び大学院設置基準の規定は、工学分野の特性を踏まえ、社会の要請や産業分野の変化に迅速に対応できるよう、工学以外の専攻分野の内容や、企業等と連携した実践的な内容を盛り込んだ教育課程の編成の促進を目的として、工学分野における連続課程を編成する大学を特化する形で、授業科目の開設や教員の配置に係る仕組みを定めております。</p> <p>他方、本改正による連続課程に係る仕組みは、学部・大学院一般における連続性の向上を図る趣旨で設けられるものであり、全分野における連続課程を編成する大学に適用することが可能なものです。</p> <p>このため、両者は、それぞれ独自の意義を有し、各大学において、各規定の趣旨を踏まえて、適切に運用いただきたいと考えております。</p> <p>なお、連続課程特例認定制度は、修士課程の標準修業年限や在学期間</p>

		<p>の短縮に関する特例の適用を受ける場合にのみ文部科学大臣の認定を必要とするものであり、既に工学分野における連続課程を編成している大学に対して、当該編成自体に対して何らかの認定を求めるものではありません。</p>
	<p>改正省令等の施行に伴う既存在学生への影響を最小化するため、移行措置（既修得単位の取扱い等）を明示し、十分な周知期間を設けるべきではないか。</p>	<p>今回の制度改正において、既修得単位等の法令上の取扱いについては現行のものから変更はありません。各大学に対しては、連続課程の編成にあたり、既修得単位の取扱い等を含め、学生や進学希望者に不測の不利益が生じないよう、修学上適切な配慮を行うことを求めてまいります。</p>
	<p>今回の制度改正は、東京大学が先行して公表した「UTokyo College of Design」設置構想の後付けになってしまったのではないか。国際的に卓越した人材を迅速に育成するための教育プログラム構築に資するために必要な教育環境を、まず国が先導して整備すべきだったのではないか。</p>	<p>本制度改正は、近年、国内外における国際的な競争環境が年々高まる一方で、今後 18 歳人口が減少する中において、大学院での高度な教育を受けたより多くの優秀な人材を輩出することが喫緊の課題であることを踏まえ、学部教育と大学院教育との円滑な接続を図るために必要な措置を講ずるものであり、ご指摘の東京大学の構想とは別に、これまでの中央教育審議会等の答申も踏まえながら、国として主導して検討を進めてきたものです。その検討過程において、東京大学からも当該構想が発表され、文部科学省としても、そのニーズ等を把握し、具体的な検討にあたっての参考としていたところであります。引き続き、大学の取組等も踏まえながら必要な制度改正を行ってまいります。</p>

	<p>本制度を導入するためには、大学設置基準において定められている1単位あたりの学修時間（45時間）が制約となる可能性があるため、単位制度に対する考え方を根本的に見直してはどうか。</p>	<p>単位制度については、国際通用性の確保の観点から、その見直しに当たっては慎重な検討を要するものと考えております。</p> <p>なお、今般の連続課程特例認定制度の運用に当たっては、認定の審査の際に、現行の単位制度を踏まえた適切な学修時間が確保されていることについても丁寧に確認を行う予定です。</p>
	<p>今回の制度改正により、現行の大学院修士課程が「単なる学士課程の延長教育」、「博士課程進学のための補習教育」などと社会に誤解されることのないよう、学士課程、修士課程、博士課程全体の再編等、更に一步踏み込んだ検討が必要なのではないか。</p>	<p>本改正は、学部教育と大学院教育の円滑な接続を図ることにより、各課程における学びの質と密度を高めることを目的としております。こうした改正の目的については、各大学に加え、企業等を含む社会に対しても、丁寧に発信してまいります。また、連続課程特例認定大学の取組として、社会との円滑な接続や進学を含めた学生のキャリアパス構築に資する取組が適切に組み込まれるよう、認定の際の考慮事項を今後実施要項等において明示する予定です。</p> <p>なお、学部や研究科の標準修業年限や、各課程そのものの見直しについては、今回の制度改正の運用状況等も踏まえ、頂いたご意見も参考として、必要な検討を行ってまいります。</p>
2. 連続課程における学生の受け入れや支援等について	<p>高等専門学校の課程を修了した者等が、大学院修了を前提として学士課程の中途の年次に編入する場合、又は、当初大学院修了を前提に当該学士課程に進学した者が、中途で進路変更し学士課程のみで修了する場合の取り扱いはどうなるのか。</p>	<p>本制度改正においては、大学の学部及び大学院は、従前どおり、それぞれが独立した組織であることを前提に、両者が緊密に連携して、学部における教育と大学院の研究科における教育の連続性に配慮した教育課程を編成することについて規定した</p>

		<p>ものです。したがって、学士課程の卒業、学位の授与、大学院の修士課程への入学は、従来どおり行われるものであり、ご指摘の編入学や、進路変更による学士課程のみの修了についても、各大学において、3つの方針（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針のことをいう。）に照らして適切に取り扱うことになります。</p>
	<p>連続課程特例による標準修業年限又は在学期間の短縮に伴う学修機会の損失や不利益を未然に防ぐ観点から、特例の適用を受ける学生に対する補習・履修相談・進路支援等の具体的な支援策を必須要件とした報告義務を、「連続課程特例認定大学」に課すべきではないか。</p> <p>また、当該大学に在籍する学生の保護を最優先とした迅速な対応体制を予め当該大学が整備することが必要ではないか。</p>	<p>頂いたご意見も踏まえ、今後、学生に対する適切な学修支援及び申請大学における体制整備も含め、連続課程特例認定制度の認定基準等の具体的内容を実施要項等において明示する予定です。</p>
3．連続課程特例認定に係る申請について	<p>一つの連続課程において、修業年限の短縮と在学期間の短縮の双方の特例について、それぞれ申請可能となるようにしていただきたい。</p>	<p>ご指摘の標準修業年限と在学期間の短縮双方の特例を受けることが可能かどうかについては、申請に係る具体的な取組内容によりますので、申請を検討する大学より、個別に文部科学省まで相談いただきたいと考えております。</p> <p>なお、在学期間の短縮は、標準修業年限に応じた修了要件としての在学期間の一部を個々の学生の履修状況に応じて在学したものとみなすことを可能とする制度であり、今回の連続課程特例認定制度における在学</p>

		期間の短縮に関する特例においても、「当該課程に少なくとも1年以上在学する」ことを要件としているところです。このため、例えば、標準修業年限に関する特例の適用により、修士課程の標準修業年限を1年とする場合、在学期間の短縮に係る規定を適用することはできません。
	申請時における「実施予定期間」の全期間が、確実に認定期間にになり得ない場合があるとすると、認定期間になり得ない場合とは、具体的にどのような場合が想定されるのか伺いたい。	実施予定期間の全期間が認定期間にになり得ないケースとしては、例えば、申請計画書に記載された教育カリキュラムを実施するにあたり、必要な体制の整備に時間を要すると審査過程で判断される場合等が考えられます。
	本制度を普及するためには、各大学が積極的かつ機動的に対応できるよう、文部科学大臣の認定手続において、申請計画書の簡素化、審査の簡略化が求められる。	頂いたご意見も踏まえ、認定手続の負担軽減に努めてまいります。
4．連続課程特例認定に係る審査等について	認定にあたり、申請計画における対象の学問領域が本当に5年への短縮に適しているか十分精査いただきたい。	連続課程特例認定制度の認定にあたっては、学士課程4年・修士課程1年の5年の期間が必要かつ十分であることを、中央教育審議会の下に設置される有識者委員会における厳正な審査により、確認予定です。審査の具体的な内容について、安易な標準修業年限の短縮とならないよう、御意見も踏まえ、検討してまいりたいと思います。
	「連続課程特例認定大学」の認定基準について、現行案では基準の抽象度が高く、審査の一貫性と透明性が担保されにくいと思われるため、短縮特例の適用要件や報告事項について、さらに具体的に明文化すべき	連続課程特例認定制度の認定基準等については、今後、実施要項等を通じて明示する予定です。

	ではないか。	
	他大学との連携により当該教育課程を編成する場合については、運用上のリスクが高いと思われるため、必須項目を定めて申請時に提出させるなど、認定要件を更に厳格化すべきではないか。	連続課程特例認定制度に係る認定に当たっては、中央教育審議会の下に設置される有識者委員会における厳正な審査を行うこととしており、頂いたご意見にも留意した審査が行われるよう、適切に運用してまいります。
5．その他	大学院への飛び級制度を促進すべきではないか。	文部科学省としては、学術研究等の進展に伴い、創造性豊かな高度の能力を有する人材の養成が急がれる中、分野によっては、優れた資質を有する者に早期から大学院教育を実施することがより効果的であると考えております。このため、飛び入学制度の活用については、各大学において、その教育研究の目的等を踏まえ、適切に判断いただきたいと考えております。
	大学院進学者を増やすより、夜間大学に係る施策に注力すべきではないか。	近年、国内外における国際的な競争環境が年々高まる一方で、今後 18 歳人口が減少する中において、大学院での高度な教育を受けたより多くの優秀な人材を輩出することが喫緊の課題であり、本改正等を通じて、大学院進学者の増加を図ることは重要であると考えております。その上で、夜間大学に係る頂いたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
	大学院を増やしても、大学院生が少ないために効果が薄いのではないか。	本制度の目的は、大学院を増やすことではなく、学士課程から博士課程までの縦の連続性の向上を図ることであり、本制度を通じて、学部・大学院の連続性に配慮した教育課程の編成を促進することが、大学院へ

		の進学率向上につながるものと考えております。
	我が国の大院・博士課程進学者拡充に向けては、国立大学の学部定員の大院へのシフトを国が主導する等、更なる取組が求められるのではないか。	昨年11月に策定した「国立大学法人等改革基本方針」においても、教育・研究組織等の見直しの観点として「ミッション・機能強化の方向性に基づく、学部から大院への収容定員・資源のシフト、大院修了の標準化を視野に入れた観点からの検討」と記載したところです。頂いたご意見も踏まえ、今後、第5期中期目標期間（令和10～15年度）に向けた組織業務等の見直しの方向性について、引き続き検討を進めてまいります。
	大学や大院について、体質改善や規模の適正化を進めるべきではないか。	昨年2月に中央教育審議会においてまとめられた「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」においても、高等教育機関が社会等からの信頼を得て今後も持続可能な発展を遂げるためには、自らが主体性をもって実効性のあるガバナンス改革を推進することが重要であることや、高等教育全体の規模の見直しが必要であることが述べられております。 文部科学省としては、頂いたご意見も踏まえ、引き続き取組を進めてまいります。
	修士課程の在籍期間が1年間短縮されると、学費収入が減収となるため、減収に見合った補助金等の設定について検討していただきたい。	連続課程特例認定に伴う学費収入の減収に対応するための補助金等については、検討しておりません。学費等については、各大学において適切に設定していただく必要があると考えております。
	授業料収入等を増やすこと等を目	連続課程特例認定制度に係る認定

	的として、本制度が、学生のキャリアパスを十分に考慮することなく大学院進学者を増やし、学生の在学年数を増加させるために利用されるのではないか。	に当たっては、学生のキャリアパスも適切に考慮した教育課程となっているか等についても確認する予定です。 頂いたご懸念に留意して、各大学の申請にあたっては適切に審査してまいります。
	企業における採用等において、職務内容と高等教育での学修内容のミスマッチが生じている中で、本制度を通じて高等教育機関の学修者の人数を増やしすぎると、高等教育を修めたにもかかわらず就労に行き詰まる人々や、高等教育で学んだ内容と関係が薄い職業にしか就職できない人々が増加すると考えられる。これらは高等教育が長年にわたり抱える問題であり、十分な反省と対応が必要ではないか。	少子高齢化、産業構造や国際情勢の変化など、高等教育を取り巻く状況が急速に変化する中、将来の人材需要や地域のニーズ等を踏まえた人材育成を行うことが重要であると考えており、こうした人材の戦略的な育成に向け高校から大学・大学院に係る一貫した改革に取り組むための検討や必要な予算の計上を行っているところです。頂いたご意見も参考としつつ、引き続き必要な取組を進めてまいります。
	国際比較や進学率の向上のみを目的として、修士課程修了者数を増加させることには慎重であるべきではないか。	大学院修了者数の増加に当たっては、併せて、修了者が多様な場で活躍できる社会の実現が不可欠であると考えております。こうしたことについて留意して、今回の連続課程特例認定制度の運用においても、社会との円滑な接続に資するカリキュラムになっているか等、適切に審査してまいります。